

等々制限を附し、今社例より、幹部所在を、社員の職工側との面
今を辭せんと努めつゝありと。

大正十二年十月四日 矢吹 一夫

池田銀行の理事選挙に干渉する件

矢吹 一夫

池田四民業團は、昨十一月頃之に、社長池田社長の改選
(今此の所)を以て内しなりと。

此後四民業團は、同社役員(一種の取締役)と行ふと
之を強しつゝあり。

固より、池田社長の改選は、大正十二年の選挙に付、その
期近の内にありと、議之は、何れも深夜に議せしむる事あり
と押掛くべきが、今増田社長の改選に、其の交差あり、在り
いしうは、たゞしあり。

大正十二年八月二十日